

三次市集落法人等新規雇用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進む中、地域農業の振興と経営発展を図るため、新たな農業の担い手として従業員を雇用する集落法人及び認定農業者に対して、予算の範囲内において三次市集落法人等新規雇用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集落法人 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人（過去に該当したものを含む。）又は人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1に規定する人・農地プランにより、「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人
- (2) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた農業者
(交付対象者及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてを満たす集落法人及び認定農業者とする。

- (1) 三次市内に所在地を有していること。
- (2) 補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納していること。
- (3) 原則として50歳未満の新規雇用者を雇用すること。
- (4) 新規雇用者との間に原則1年以上の雇用契約を締結しているか、又は締結する予定があり、かつ、事業終了後も雇用を継続することとし、3年間当該新規雇用者の雇用状況について市長に報告すること。

- (5) 新規雇用者と労働条件通知書による労働契約を締結し、就業規則を作成すること。
- (6) 過去において雇用に関する法令違反等がないこと。
- (7) 本事業に係る新規雇用者と集落法人又は認定農業者との間において、今回の雇用契約以前に正規の従業員（パート、アルバイトを除く。）としての雇用関係がないこと。

（補助金額）

第4条 補助金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後継者育成のため新規雇用を行う場合の補助金は月割で計算し、その額は1人当たり月額10万円を上限とする。
- (2) 経営の多角化（新規作物の栽培、新規加工品開発）を図るため、新規雇用を行う場合の補助金は月割で計算し、その額は1人当たり月額15万円を上限とする。なお、経営の多角化の条件は次のとおりとする。
 - ア 新規作物の栽培を行う場合は、水稻（非主食用を含む。）、麦、大豆以外の新たな作物を10a以上栽培し販売すること。
 - イ 新規加工品開発を行う場合は、自ら原材料の過半を生産し製造販売する加工品であること。

（補助対象事業期間等）

第5条 補助対象事業期間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集落法人の補助対象事業期間は、2年以内とし新規雇用者は単年度1名とする。
- (2) 認定農業者の補助対象事業期間は、1年以内とし新規雇用者は単年度1名とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市集落法人等新規雇用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 新規雇用者の住民票の写し及び履歴書（日本工業規格 J I S 様式）

- (4) 雇用契約書の写し及び就業規則の写し
- (5) 集落法人においては定款の写し及び当該年度の営農計画書の写し，認定農業者においては，農業経営改善計画認定書の写し及び当該年度の営農計画書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は，前条の申請について内容を審査のうえ，適当と認めるときは，補助金額を決定し，三次市集落法人等新規雇用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により，申請者に通知するものとする。

2 申請者は，補助対象事業の事業内容及び事業計画を変更する場合は，三次市集落法人等新規雇用事業補助金変更承認申請書（様式第3号）により，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は，前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは，内容を審査のうえ，適当と認められるときは，補助金額を決定し，申請者に対して三次市集落法人等新規雇用事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は，補助対象事業が完了したときは，三次市集落法人等新規雇用事業補助金実績報告書（様式第5号）を次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 支出が確認できる書類（給与振込明細等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
(補助金の交付確定等)

第9条 市長は，前条に規定する実績報告書の提出があったときは，内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い，適当と認めるときは，補助金額を確定し，三次市集落法人等新規雇用事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により，申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により三次市集落法人等新規雇用事業補助金の交付確定を受けた者は、三次市集落法人等新規雇用事業補助金交付請求書（様式第7号）により、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) この告示の規定に違反した場合

(2) 補助金の交付決定後、6月以内に集落法人又は認定農業者側から労働契約を解除した場合

(3) 不正な手段により補助金を受けた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市集落法人等新規雇用事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助金の交付取消しの通知をするものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定による告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第87号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第99号）

この告示は、令和6年3月30日から施行する。